

(広報資料)



令和5年3月16日  
京都市保健福祉局  
担当：医療衛生推進室医療衛生企画課  
新型コロナウイルスワクチン接種事業担当  
TEL: 075-222-3423

## 新型コロナウイルスワクチン接種事業

### 5歳から11歳の子どものおミクロン株対応ワクチン接種の実施について

おミクロン株流行下でのワクチンの有効性や安全性に関する新たな知見を踏まえ、5歳から11歳の子どもの方もおミクロン株対応ワクチンの追加接種を受けられるようになりました。

京都市では、国の方針に基づき、下記のとおり、対象となる方の接種を実施しますのでお知らせします。

接種により期待できる効果と副反応等のリスクを十分に考慮いただき、接種をお考えください。

#### 記

#### 1 5歳から11歳の子どものおミクロン株対応ワクチン接種の概要

##### (1) 対象者

初回接種（1・2回目）を完了した5歳から11歳までの方で、  
前回接種日から3か月以上経過した方

※ 従来株対応ワクチンでの3回目接種の有無に関わらず接種可能

##### (2) 接種開始時期等

ア 個別接種（身近な医療機関（診療所・病院等））

令和5年3月27日（月）以降

※ 準備が整った医療機関から順次予約受付・接種を開始します。

イ 集団接種（本市の公共施設等で開設する集団接種会場）

令和5年3月25日（土）

##### (3) 使用ワクチン

ファイザー社 おミクロン株対応ワクチン（5歳～11歳用）

（従来株・おミクロン株（BA.4-5）の両方に対応した2価ワクチン）

※ 12歳以上の方向けのワクチンとは用法・容量が異なります。

##### (4) 接種間隔

前回の接種後3か月以上

※ 令和5年3月8日（水）以降、「5か月以上」から「3か月以上」に短縮

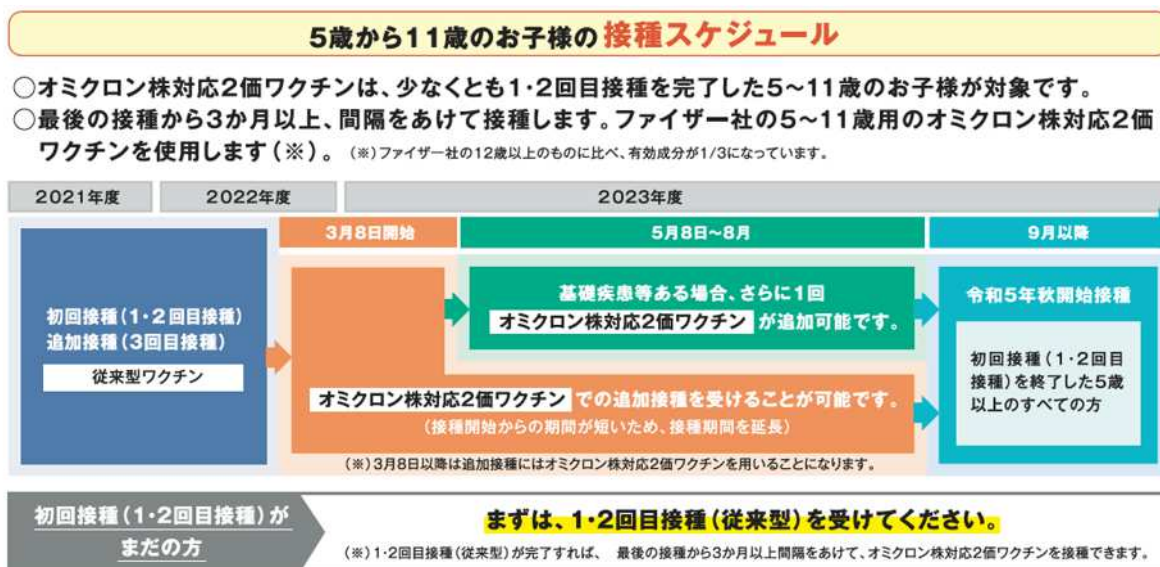
##### (5) 接種回数

1回

##### (6) 接種費用

無料

【参考】『5歳から11歳のお子様の接種スケジュール』（厚生労働省作成）



※ オミクロン株対応ワクチンでの追加接種を受けた5歳から11歳の子どものうち、基礎疾患等を有する方は、接種から3か月経過していれば、令和5年5月8日から8月末まで（予定）の期間に、さらにオミクロン株対応ワクチンでの2回目の追加接種（＝令和5年春開始接種）を受けることができます。

## 2 接種券等

3回目接種がまだお済みでない方は、お手元にある接種券を使用してください。  
 なお、接種間隔の短縮により新たに接種対象になった方や、従来株対応ワクチンで3回目接種された方で前回接種から3か月以上経過している方の接種券は、令和5年3月下旬から順次お届けします。

◎ お届け時期が決まり次第、本市ホームページでお知らせします。



## 3 接種体制等

(1) 個別接種（身近な医療機関（診療所・病院等））

ア 接種場所

市内の約120の子どもの定期予防接種を行う医療機関等

※ 通常診療に支障がないよう、かかりつけ患者に限定して接種する医療機関等があります。かかりつけの医療機関のある方は、まず、かかりつけ医等に御相談ください。

イ 予約方法

- ・ 身近な診療所・病院等のある方は、医療機関に直接お問い合わせください。
- ・ 身近な医療機関での接種が難しい場合は、本市ポータルサイトに小児の接種を行っている医療機関を掲載していますので御覧ください。

## (2) 集団接種（本市の公共施設等で開設する集団接種会場）

### ア 接種場所

イオンモール京都桂川会場（3階イオンホール）

所在地：京都市南区久世高田町376-1

※ 小児救急を担う医療機関等の小児科医が常駐します。

### イ 実施日時

令和5年3月25日（土）午後1時から午後7時まで

### ウ 接種枠

1日当たり200人

### エ 予約方法等

#### ○ 予約受付開始日時

令和5年3月17日（金）正午

#### ○ 予約方法

本市ポータルサイト（WEB）・本市コールセンター（電話）で御予約ください。

※ 予約には接種券に記載の接種券番号が必要となります。併せて、被接種者の氏名、生年月日等を御準備いただくとスムーズに対応できます。

※ 本市ポータルサイトにWEBでの予約方法のマニュアルを掲載しています。

### オ その他

本市では、子どもの定期予防接種を行う医療機関等における「個別接種」を基本とする接種体制を構築していますが、かかりつけ医等での接種が難しい方の接種機会を確保するため、集団接種を実施します。

## (3) 留意事項

- ・ 「接種券」、「母子健康手帳」、「保護者又は保護者の代わりに同伴される方の本人確認書類」及び「委任状」（保護者の方が同伴できない場合のみ）をお忘れの場合、ワクチンの接種は受けられません。
- ・ 接種にあたっては、原則として、保護者の方の同伴が必要となります。保護者の方が同伴できない場合は、接種を受けるお子さんの健康状態を普段から熟知し、保護者の代わりに務められる方の同伴でも構いませんが、その場合は、委任状の提出が必要です（委任状の様式は、本市ポータルサイトにも掲載しています。）。
- ・ また、予診票上の「被接種者又は保護者自署」欄には、保護者の署名が必要となり、署名がない場合、ワクチン接種は受けられません。保護者の代わりに務められる方（代理人）の同伴の場合は、保護者の署名に加え、代理人の署名も必要となります。

## 4 その他

「令和5年春開始接種」における小児接種の体制は、改めてお知らせします。

<参考>

- 京都市新型コロナワクチン接種ポータルサイト ※ 多言語対応  
ワクチン接種を実施している医療機関を検索できるほか、WEBサイトで  
予約受付を行っている医療機関を掲載しています。

<https://vaccines-kyoto-city.jp/>



- 京都市新型コロナワクチン接種コールセンター ※ 多言語対応
  - ・ 受付時間 午前8時30分～午後5時30分（土曜日・日曜日・祝日も対応）
  - ・ 電話番号 050-3310-0371（接種の予約、接種に関すること）  
050-3310-0383（接種券の再発行、接種証明書の発行等）
  - ・ FAX番号 075-950-0809

※ おかけ間違いのないよう、今一度、番号を御確認ください。

- 京都市LINE公式アカウント  
ポータルサイトはLINEからアクセスできます。  
ぜひこの機会に、京都市LINE公式アカウントの友だち登録をお願いします。

- ・ LINEの友だち登録はこちらから ⇒

